

議案第 1 1 6 号

前橋市議会議員及び前橋市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の改正について

平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市議会議員及び前橋市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

前橋市議会議員及び前橋市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 7 年前橋市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第 5 条の 2 前段中「（市長の選挙の場合に限る。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 1 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の前橋市議会議員及び前橋市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。